

京都市告示第718号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月24日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津線	右京区梅津西浦町24番地地先から	旧	メートル 35.10	メートル 6.12 ~ 6.90
	同町24番地の39地先まで	新	35.10	6.72 ~ 8.65

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科北花山緯32号線	山科区北花山大林町3番地地先から	旧	メートル 24.20	メートル 1.10 ~ 1.50
	同町6番地の2地先まで	新	24.20	1.82 ~ 6.26
山科西野山経82号線	山科区西野山中臣町190番地の2地先内	旧	31.80	5.95 ~ 10.10
		新	31.80	6.00 ~ 10.30
山科西野山緯1号線	山科区川田山田6番地の7地先から	旧	26.50	5.65 ~ 6.40
	同町10番地の9地先まで	新	26.50	6.09 ~ 6.40

岩上通	下京区唐津屋町521番地地先から	旧	21.40	3.15 ~ 3.60
	同区佐竹町380番地地先まで	新	21.40	3.57 ~ 3.81
嵯峨経45号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町11番地の1地先から	旧	44.30	5.51
	同町10番地の16地先まで	新	44.70	6.01 ~ 6.03
嵯峨経250号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町10番地の15地先内	旧	1.30	6.01
		新	1.00	6.01
久我2号線	南区久世築山町313番地の1地先から	旧	35.80	5.70 ~ 6.40
	同町315番地地先まで	新	35.80	5.36 ~ 6.09

(建設局土木管理部道路明示課)